

①基本計画の見直しと②温暖化対策実行計画(区域施策編)策定について

基本計画
の見直し

- ・環境基本計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度の10年間としている。
- ・社会経済情勢、環境問題の変化に対応するため、中間年度である今年度(平成27年度)を目途に計画の見直しを行う必要がある。

評価・見直し

これまでの政策や現況の数値を
評価し、施策を検討する

①

上天草市環境基本計画 目次

第1章 基本的事項

- ・背景及び趣旨・計画の位置づけ・計画の対象地域・期間・計画の目標

第2章 市の現況

- ・位置及び地勢・気象・人口及び世帯数・産業・土地利用

第3章 環境の概要

- ・自然環境・生活環境・ごみ処理・地域環境・地球環境・環境教育・市民・事業者の意識・規制・助成制度

第4章 基本計画

- 1 自然環境の保全及び創造(環境目標1)
(取組み) 市民(団体) (2) 事業者 (3) 市
①生物の生息環境の保全②野生動物の保護・管理③自然とふれあう機会や活動の充実④自然とふれあう場の創出
⑤持続可能な農業・林業・水産業の推進
- 2 生活環境の保全及び創造(環境目標2)
(取組み) 市民(団体) (2) 事業者 (3) 市
①環境汚染の監視・抑制②生活排水対策の推進③健全な水循環の確保④地下水の保全⑤環境美化の推進⑥環境と調和した生活空間の整備・確保⑦自動車の適正利用

- 3 地球環境の保全(環境目標3)
(取組み) 市民(団体) (2) 事業者 (3) 市
①省エネルギー・省資源対策の推進②新エネルギーの普及促進③吸収源対策の推進
④オゾン層の破壊や酸性雨問題への対応

- 4 循環型社会の構築(環境目標4)
(取組み) 市民(団体) (2) 事業者 (3) 市
①発生抑制・再使用の推進②リサイクルの推進③バイオマスの利活用④適正処理の推進
- 5 環境教育及び環境保全実践行動の推進(環境目標5)
(取組み) 市民(団体) (2) 事業者 (3) 市
①学校や地域における環境教育・環境学習の推進②人材の育成・活用③環境情報の共有④市民の環境保全行動の推進⑤事業者の環境保全行動の推進⑥市の環境保全行動の推進⑦パートナーシップ・ネットワークの構築⑧環境保全活動団体への支援

- 6 重点施策
(1) 美しい海を保全するまちづくり
(2) ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり

第〇章 温暖化対策実行計画(区域施策編)

第5章 計画の推進と管理

- 1 計画の推進体制 2 計画の進行管理 3 関係機関及び各種計画との連携 4 財政措置
- 参考資料
1 上天草市環境基本条例 2 上天草市環境審議会(委嘱期間、委員名簿、策定に係る諮問及び答申) 3 計画の策定に係る経緯 4 数値目標一覧 5 用語解説

併せて...

上天草市環境基本計画



人と海がふれあう 環境にやさしいまち 上天草市

平成23年3月
上天草市

温暖化対策実行計画(区域施策編)策定の流れ

市環境基本条例に基づき「上天草市環境基本計画」を平成23年3月に策定
(温暖化対策に関する部分は、「3 地球環境の保全(環境目標3)にて掲載」)

地球温暖化対策の推進に関する法律によりそれぞれの区域(地域)における温暖化対策を推進するため、地方公共団体も温暖化対策の実行計画の策定するよう規定(都道府県、特例市等は策定義務)

対策に向けた具体的な行動内容を盛り込むため、本市も計画を策定へ

新たな章を設け、
温暖化対策実行計画(区域施策編)
として追加する

区域施策編の作成

- 1 策定の背景、意義
- 2 基本的な考え方
- 3 温室効果ガスの排出量の現況推計と削減目標
- 4 削減目標に向けた取組み

②

上天草市
環境基本計画
改訂版

実行計画(区域施策編)の概要

1 実行計画(区域施策編)策定の背景、意義

- (1)地球温暖化とは
- (2)地球環境の変化
- (3)温暖化による影響予測
- (4)私たちにできること

2 計画の基本的な考え方

- (1)計画の目的
- (2)計画の位置付け
- (3)計画の期間
- (4)計画の対象範囲
- (5)対象とする温室効果ガス

3 二酸化炭素排出量の現況推計と削減目標

- (1)現況推計における算定方法
- (2)排出量の推計結果
- (3)部門別排出量の傾向
- (4)将来予測
- (5)削減目標

4 排出量削減に向けた取組み

- (1)各部門における取組み
- (2)市民、事業者、市の取組み

計画のポイント

排出量の推計方法

- ・按分法を採用
- ・排出量はあくまで参考値程度
- ・多くの方が温暖化対策への関心をもってもらうこと

削減目標の考え方

- ・人口減により、活動量は自然に減少する。
- ・人口減による排出量の削減のみならず、個別の省エネ行動等により最低限削減することができる目標を設定。

具体的な取組み

- ・市民、事業者、市の取組みについて記載。
- ・特に市民の取組みは今すぐにでも実行可能な省エネ対策等を中心に紹介する。